

2020年（令和2年）12月28日

事業所・施設等 管理者 様

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課 事業者指定・指導担当課長  
福山市保健福祉局保健部 保健予防課長

### 寺岡記念病院の退院者等へのサービス提供に係る留意事項について（通知）

平素より、本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。

さて、12月11日に本市が公表した社会医療法人社団陽正会寺岡記念病院における院内感染事案の関係で、特に退院者へのサービス提供について、様々な情報が本市に寄せられています。

PCR検査等により陰性であった方へのサービス提供の考え方について、改めてお示しをいたしますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、居宅介護支援事業所等のケアマネジャーにあっては、退院者等の在宅生活に当たりどうしても必要なサービスの手配ができない場合は、市介護保険課へ御相談ください。サービス提供可能な事業所を探す支援を行います。

区 分	最終接触日から14日間のサービス提供の考え方
「濃厚接触者」でPCR検査等により陰性となった方	<b>【基本的な考え方】</b> 最終接触日から14日間は自宅待機 <b>【具体】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自宅待機（外出不可）。通所サービスの利用は中止</li><li>・日常生活の維持に必要な最低限の訪問系サービスを提供</li><li>・サービス提供者は「濃厚接触者等へのサービス提供」を行う（国手引き□、「その2」□）。</li></ul>
「接触者」でPCR検査等により陰性となった方	<b>【基本的な考え方】</b> 症状が無ければ通常どおりサービス提供可 <b>【具体】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・毎日の検温・健康状態を確認し記録する。</li><li>・症状がある場合は直ちに保健所へ連絡する。</li><li>・症状がない場合は通常どおりのサービス提供を行う。</li></ul>

※これは基本的な考え方です。実際のケアプラン作成・サービス提供等に当たっては、その方が濃厚接触者・接触者のいずれなのか、最終接触日はいつなのか等の具体も含め保健所と連携・協議のうえ対応してください。

※「通常どおりのサービス提供」とは、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ適切な感染予防策等を講じたうえでのサービス提供をいいます。「新型コロナウイルス感染症の流行前の状態でのサービス提供」ではありません。